

令和7年6月20日

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [REDACTED] 様
弁護士 [REDACTED] 様
弁護士 [REDACTED] 様

**分析実施機関等による土壌汚染調査の結果に係る計量証明等の
提出拒否に対する求釈明**

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

冠省 以下の事実関係に基づき求釈明を行うので、至急回答(6/27まで)されたい。

「事実関係」

- 1 近隣住民は、貴代理人弁護士らから令和7年5月30日付で送付されてきた書簡に測定機関等の計量証明印等が存在せず、測定値に対する責任の所在が明かでなかったことから、令和7年6月9日付け「土壌汚染の第一次調査結果及び第二次調査結果に係る試料採取・測定実施機関等の証明について」との書簡において、土壌汚染の測定を行った者の計量証明印を付した書簡との差し替えを行うことを要請した。
- 2 その結果、貴代理人弁護士らから令和7年6月18日付け「ご回答」と称する書簡がレターパックにて近隣住民の各家庭に郵送された。
「ご回答」の記載内容は、「当方としては、変更する必要があるものとは考えておりませんので、ご要請に応じることはいたしかねます。」と一方的な通知であった。

同時に、「ご回答」には土壌汚染の調査指定機関(トーエイ環境株式会社)及び試料採取・分析を行った機関(シグマジオテック株式会社)の指定調査機関番号及び計量証明事業者登録番号の情報提供が記載されていた。

記

「求釈明1」

貴代理人弁護士らからの回答によれば、「当方としては、変更する必要があるものとは考えておりませんので、ご要請に応じることはいたしかねます。」との記載である。即ち、「変更する必要があるものとは考えていない」とことは、証明印を押したものと差し替える必要がないとの記載になる。

そこでお聞きするが、貴代理人弁護士らに変更する必要があるものとは考えていないとする論拠を、近隣住民が理解できるように懇切丁寧に解説されたい。

「求釈明2」

貴代理人弁護士らは、日本国に計量法なる法律が存在すること、そして、その法律の内容を熟知されているのか？それぞれ、YES・NO で回答されたい。

「求釈明3」

近隣住民は、弁護士たる者は、個人の権利を守るための代理人活動をする一方で、法律に規定されている各事項を依頼人にも遵守させる「法の番人」の立場であることを念頭に下記の質問を行う。

計量法によれば、計量証明事業者が発行する証明書には、計量証明責任者(計量士)の印鑑が必要であると規定されている。即ち、測定を行った結果につき、計量証明事業者はお墨付きを与え、改ざん防止を行うものとされている。今回、貴代理人弁護士らからの「ご回答」により、試料採取及び分析を行ったシグマジオテック株式会社は、東京都において計量証明事業登録をして、事業活動を行っているものである。

そうすると、シグマジオテック株式会社が測定を行った結果に関しては、元本証明及び改ざん防止の観点から、計量証明責任者(計量士)の個人印がなければ、意味のないデータとなり、ひいては、近隣住民に対しての説得力を持たない単なる紙資料に過ぎないものと評価される。

広義の意味で「法の番人」である貴代理人弁護士らが、それを無視する所業を回答することは、過ちであると思料するが、それでも、証明印が押されていない測定結果であろうと問題が無いと考えるのであれば、その点を論理的に説明されたい。

なお、計量法の取扱に関し電子化された証明書が容認されている。そして、改ざん防止の観点から、電子署名や認定事業場のタイムスタンプが要件となっているが、本件は、電子化された証明書を近隣住民が視ることができる環境にないことを考慮すると、シグマジオテック株式会社の計量証明責任者(計量士)の個人印による原本証明が唯一の方策になることに留意されたい。

「求釈明4」

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を行う場合は、指定調査機関に所属し、かつ、「土壤汚染調査技術管理者」の資格を持つ技術者が、調査に従事する他の者の監督をすることになっている。

本件、令和7年5月14日及び6月5日及び6日に実施された土壤汚染に係る現地調査に際し、土壤汚染対策法に規定される「土壤汚染調査技術管理者」として、何処の指定調査機関所属の誰が立ち会ったのか教示されたい。

なお、土壤汚染調査に関する設計書を策定したトーエイ環境株式会社の技術管理者の■■■■氏は、3日間とも本件試料採取に立ち会っていないことを、近隣住民が視認していることを付言する。

「求釈明5」

貴代理人弁護士からの令和7年4月21日付けの「書類送付のご案内」に添付の「令和7年4月7日付け、横浜市磯子区洋光台3丁目における土壤汚染調査計画書」においては、トーエイ環境株式会社の社判が捺印されている。即ち、その計画書の責任の所在を明らかにするためにそのような措置が取られているものと思料する。

他方、令和7年5月30日付けの「2025. 5.14土壤ガス調査結果報告書及び第2次土壤ボーリング調査計画書」には、作成者■■■■氏が所属するトーエイ環境株式会社の社判が見当たらない。

一般社会において、責任の所在を明らかにするため、また、原本証明及び改ざん防止の観点から、社判を捺印した書簡を発行することは、企業防衛にもなる事から常識である。寧ろ、弁護士であれば積極的に依頼人に要請する事柄である。

今回、貴代理人弁護士らが「2025. 5.14土壤ガス調査結果報告書及び第2次土壤ボーリング調査計画書」に社判を捺印していない書簡を添付した理由と、何故、社判を捺印した資料の差し替えを拒否するのか理由を明らかにされたい。

「求釈明6」

令和7年5月30日付けの「2025. 5.14土壤ガス調査結果報告書及び第2次土壤ボーリング調査計画書」の3ページの表2. 1土壤用質量分析の一覧表において、トリクロロエチレンの土壤溶出量基準が0.03mg/Lと記載されている。この記載は、令和3年の土壤汚染対策法の法改正を知らずしての記載と思料されるが、貴代理人弁護士らの見解を求める。

以上

注)本書簡は、個人情報保護をうえて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。